

高松市監査委員告示第22号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

平成23年11月18日

高松市監査委員 吉田正己
同 山下稔
同 波多等
同 森谷忠造

平成23年度定期監査結果報告等について

第1 都市整備部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成22年度および平成23年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
都市整備部	都市計画課 (コンパクト・エコ シティ推進室) (土地区画整理室) 道路課 河港課 まちなか再生課 建築指導課 公園緑地課 建築課 住宅課	平成22年度および 平成23年4月1日 から同年8月25日 までの行政事務の執 行および財務に関す る事務の執行

(2) 監査の方法

平成22年度および平成23年度の行政事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの

平成22年3月19日および23年3月24日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、河港課の平成22年度および23年度高松市河港課管理スクリーン、ポンプ場清掃業務委託契約、公園緑地課の平成23年度塵芥収集処理業務委託契約および住宅課の平成22年度木太町A団地ほか25公園遊具保守点検業務委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しよ

うとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。

(河港課，公園緑地課，住宅課)

イ 市内出張命令の事務処理を適正にすべきもの

市内出張をする場合には、高松市職員服務規程第14条第2項の規定により、市内出張命令簿による決裁を受けなければならないが、まちなか再生課の平成22年度市内出張命令簿の中に帰着時間が記載されていないもの、また、建築課の平成22年度および23年度市内出張命令簿の中に所属長の押印がないものが見受けられたので、今後は、同項の規定により適正に事務処理されたい。

(まちなか再生課，建築課)

ウ 概算払を受けた旅費の精算を適正にすべきもの

高松市会計規則第80条では、概算払を受けた者は、用務終了後5日以内に精算することと規定しているが、概算払を受けた県外への出張旅費について、期限内にその精算をしていないものが見受けられたので、今後、同種の事務処理をする場合には、同条の規定により、適正に事務処理されたい。

(都市計画課)

エ 適正な契約書を作成すべきもの

香川県緊急雇用創出基金事業交通量調査業務委託契約書では、高松市個人情報保護条例および別記「個人情報取扱特記事項」を遵守する旨の規定があるものの、同契約書には「個人情報取扱特記事項」が添付されていないので、今後、同種の契約を締結する場合には、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、適正な契約書を作成されたい。

(道路課)

オ 業務委託契約の遅延利息を適正な利率で約定すべきもの

高松市契約規則第35条に規定する契約の履行遅延に対する遅延利息の率は、平成22年4月1日から、年3.6パーセントから年3.3パーセントに変更されているにもかかわらず、生島水門外3水門点検業務委託契約書および柚場川水門外3水門点検業務委託契

約書の条項のうち、履行遅滞に係る条項の遅延利息の率は、変更前のもので約定されているので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により、適正な率で約定されたい。

(河港課)

カ 特定の随意契約に係る公表をすべきもの

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う場合は、高松市契約規則第17条の3の規定および平成20年3月10日付け高監号外財産活用課長・監理課長通知「障害者支援施設等からの物品の買入れ、役務の提供を理由とする随意契約の手続きについて」により、契約内容等を公表しなければならないが、平成22年度サポート高松A1街区等管理業務委託に係る社団法人高松市シルバー人材センターとの契約については、公表が行われていないので、今後、同種の契約を締結する場合には、適正に事務処理されたい。

(まちなか再生課)

キ 補助金の概算交付に係る事務処理を適正にすべきもの

平成23年度香川県菊友会事業補助金および平成23年度財団法人高松市花と緑の協会補助金については、高松市会計規則第79条第1項第3号および高松市補助金等交付規則第9条第2項の規定を根拠として、支出の特例の一つである概算払をしているが、同補助金交付決定伺決裁には、同交付規則第9条第2項に規定する「特に必要があると認める理由」が記載されていないので、今後、補助金を概算払により交付する場合は、概算交付する正当な理由を決裁に明記されたい。

(公園緑地課)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 業務委託契約に係る事務処理について

都市計画課の番町地下道監視設備関係保守点検業務委託契約に係る点検報告書および住宅課の市営住宅白蟻駆除業務委託契約に係る完

了届は、いずれも契約書において、受託者に業務を実施した翌月 5 日までに提出することを求める条項を定めているが、当該期日を超えて提出されているものが見受けられたので、今後においては、期限内に提出するよう受託者を指導するとともに、実情と合致するよう契約書の条項を見直すなど、適切な事務処理に努められたい。

(都市計画課，住宅課)

(2) 業務委託契約における条項の見直しについて

高松漁港清掃業務委託契約書第 8 条では、受託者に、毎月 15 日までに翌月の業務予定表の提出を求める条項を定めているが、その提出を受けていないので、今後は、本条項の必要性を検証し、実情と合致するよう契約書の条項を見直すことも検討されたい。

(河港課)

第2 消防局定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成22年度および平成23年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
局 課 等	事 務	
消防局	総務課 予防課 消防防災課 情報指令課 北消防署(朝日分署) 南消防署(香川分署) 東消防署(牟礼分署) 西消防署(綾川分署) 三木消防署	平成22年度および 平成23年4月1日 から同年9月26日 までの行政事務の執 行および財務に関す る事務の執行

(2) 監査の方法

平成22年度および平成23年度の行政事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果を挙げる。)および第15項(組織および運営の合理化等)の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象局課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執

行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 業務委託契約に係る仕様書を添付すべきもの

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定しており、また、文書法制事務の手引き第2章文書の処理第2節起案第8起案文の構成（執行伺の内容）（4）見積書等を徴取して執行するもの（工事以外）では、添付書類として仕様書等としているが、南消防署および高松市民防災センターエレベーター保守業務委託契約に係る見積徴取伺決裁には、業務の具体的内容を示した仕様書が添付されていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規定等に基づく仕様書を決裁に添付されたい。

（総務課）

イ 支出命令に係る事務処理を適正にすべきもの

高松市契約規則第32条は、契約代金は、検収調書に基づかなければ支払をしてはならないとし、また、同条ただし書では、契約金額が少額であって、検収調書を作成する必要のないものは、検収を行った日を財務会計システムに記録し、当該検収に当たった職員が支出命令時にその記録を承認することによって、これに代えることができる」と規定しているが、平成22年度安全運転管理者講習手数料および平成23年度副安全運転管理者講習手数料に係る支出命令では、検収者の承認を受けていないので、今後、同規定により適正に事務処理されたい。

（総務課）

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 補助金等交付申請書および実績報告書に係る添付書類について

高松市補助金等交付規則第3条では、補助金交付申請者は、交付申

請書に事業計画書を添えて市長に提出し、同規則第4条では、交付申請書の提出を受けた市長は、その内容を審査し、補助金等の交付の適否を決定することと規定しているが、平成23年消防出初式の補助金等交付申請書に添付されている事業計画書では、事業内容が明らかとされておらず、また、同補助事業等実績報告書では、事業内容の確認ができる資料が添付されていないので、今後は、補助金等交付申請書に添付される事業計画書については、事業内容を明確にするとともに、補助事業等実績報告書については、事業内容の確認ができる資料を添付するよう補助金交付申請者を指導し、補助金支出の透明性や説明責任の確保に努められたい。

(総務課)

(2) 同一時期の業務委託発注の在り方について

東救急1号車動態管理装置移設業務委託および西救急1号車動態管理装置移設業務委託については、高規格救急自動車の更新に伴う既設車載装置の移設を理由として、履行場所は異なるものの、同一時期に同一業者に別々に発注しているが、関連する業務委託については、経費節減や事務の簡素化・効率化の観点から、一括して契約を締結するなど、効率的な契約事務の執行に努められたい。

(総務課)

(3) 業務委託契約に係る支出事務手続について

平成22年度消防局各庁舎における衛生的環境管理業務および各署、分署の害虫防除業務委託契約では、契約金額を6回に分けて支払しているが、その支払方法については、契約書や仕様書の中では明確にされていないことから、今後、契約書や仕様書の中で支払方法、支払回数、支払時期等を具体的に明記しておくなど、適切な事務処理に努められたい。

(総務課)